川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第５９号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和３６年川崎市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「３１５，０００円」を「３３０，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の条例（以下「新条例」という。）第１３条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

３　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの

間において、改正前の条例の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。